

第7回  
船橋市景観総合審議会  
議事録

日時 令和7年10月7日(火)  
場所 船橋市役所本庁舎6階 602会議室

1. 開催日時

令和7年10月7日（火）午後2時00分から午後3時10分

2. 開催場所

船橋市役所本庁舎6階 602会議室

3. 出席者

第1号委員（学識経験者）

宇於崎 勝也：日本大学理学部 教授  
佐藤 徹治：千葉工業大学創造工学部 教授

第2号委員（関係行政機関）

大西 敬彰：千葉県国土整備部都市整備局公園緑地課景観づくり推進  
班長  
篠澤 和貴：船橋警察署 生活安全課長  
宮坂 貴俊：船橋東警察署 生活安全課長

第3号委員（関係団体）

田端 友康：一般社団法人千葉県建築士会  
小室 正己：千葉県屋外広告美術協同組合 理事長  
高宮 幸子：船橋商工会議所 女性会 副会長  
宇戸谷 友益：東京電力パワーグリッド株式会社 京葉支社 支社長

第4号委員（市民）

熊野 久美枝：市民公募委員  
佐藤 由紀：市民公募委員  
森 哲哉：市民公募委員

建設局 平塚建設局長

都市計画部 杉原都市計画部長

都市計画課 奥村都市計画課長

鈴木都市計画課長補佐

佐藤都市計画課主査

村田都市計画課主事

三星都市計画課主事

事務局 奥村都市計画課長

鈴木都市計画課長補佐

佐藤都市計画課主査

村田都市計画課主事  
三星都市計画課主事

4. 欠席者

第1号委員（学識経験者）

加藤 幸枝 : カラープランニングコーポレーションクリマ 代表取締役

5. 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

案件1 昨年度の取組みについて（報告）【公開】

案件2 景観重要建造物等の指定について（報告）【公開】

6. 傍聴者数

2人

7. 決定事項

特になし

8. 議事

【開会】

○事務局

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまより、第7回船橋市景観総合審議会を開催いたします。

それでは、初めに、委員の変更がございましたので、ご紹介いたします。

（委員紹介）

○事務局

ありがとうございました。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

（資料の確認）

【定足数の報告】

○事務局

続きまして、出席委員数等をご報告いたします。本日は、○○委員から所用によりご欠席という連絡をいただいております。

本日は、委員13名のうち12名の方にご出席いただいておりますことから、船橋市景観総合審議会条例第6条第2項に定める定足数に達していることをご報告いたします。

事務局それでは、議事進行をよろしくお願ひいたします。

### 【会議の公開の説明】

○議長

皆さん、こんにちは。ちょっと涼しくなってきました。過ごしやすい中での審議会になるかと思います。あまり時間をかけないようにしますので、ご協力をいただければと思います。続きまして、会議の公開についてご説明させていただきます。

船橋市情報公開条例第26条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則として公開とされておりますことから、本日の議題については、同条例に基づきまして公開となります。

続きまして、傍聴についてです。事務局、傍聴の方はいらっしゃいますか。

○事務局

本日の審議会につきましては、傍聴希望の方が2名いらっしゃいます。

○議長

では、ご入室いただきましょう。

(傍聴人 入室)

○議長

傍聴の方、既にご案内しておりますけれども、発言はできませんので、お願ひいたします。それから、写真撮影や録音もご遠慮いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

### 【議事録署名人の指名】

○議長

続きまして、事務局が作成した議事録の内容を確認していただく署名人を、委員の中から2名選出させていただきます。本日は、A委員とB委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(両委員 了承)

○議長

よろしくお願ひします。

また、作成しました会議録は公開いたします。

なお、本日は、事務局で記録のために会議風景の写真撮影と録音の準備をさせていただいておりますので、ご承知おきください。

### 【議題】

— 案件1 —

○議長

本日の議題は報告が2件です。次第に従いまして、案件1「昨年度の取組みについて（報告）」ということで、説明をお願いいたします。

○都市計画課長

それでは、報告事項の1つ目、昨年度の取組みについて報告します。この報告は、都市計画課の景観係にて取り扱っている屋外広告物と景観に関する昨年度の取組みについて、毎年報告しているものであります。

2ページをご覧ください。まずは、屋外広告物に関する取組みについて報告します。昨年度の屋外広告物の許可件数と、違反屋外広告物除却数になります。

まず、左の表ですが、許可件数は420件でした。件数は例年と同程度となっております。次に、右の表です。違反屋外広告物除却数になります。こちらは、委託業者により、電柱などに貼られているビラなどを除却した件数となります。昨年度は1万1,387件でした。令和2年度から除却数は減少傾向でございます。粘り強く除却作業を行っておりますので、その成果が現れてきていると考えております。

3ページをご覧ください。屋外広告物官民連携実行委員会の取組みについて報告します。この組織は、屋外広告物条例を制定している千葉県、千葉市、船橋市、柏市、オブザーバーとして流山市及びF委員を会長とする千葉県屋外広告美術協同組合で組織しており、事業者と行政が一体となって屋外広告物に関する制度の普及及び啓発などを行う組織でございます。

4ページをご覧ください。令和6年度に屋外広告物官民連携実行委員会にて行った取組みについてご報告いたします。

まずは、千葉県屋外広告物美化キャンペーンについてです。アンケートやポスター掲示を通して、屋外広告物制度の普及・啓発を行うイベントです。令和6年度は、JR海浜幕張駅前にて開催し、当日は325名の方からアンケートにご回答をいただきました。なお、今年度は、先日の9月27日に本市の京成船橋駅周辺にて開催いたしました。アンケートについては、約500件の回答をいただいております。

次に、柏市庁舎、柏駅で行いました千葉県屋外広告物タウンミーティングについてです。こちらは、屋外広告物の点検の必要性等を学ぶイベントとなっております。「安全点検」をテーマに、JR柏駅周辺のまち歩きやワークショップを行いました。また、講師をお招きし、屋外広告物の安全性についてご講演いただきました。なお、今年度のタウンミーティングは、11月7日に流山おおたかの森駅周辺で行う予定となっております。

屋外広告物関係の報告は以上となります。

5ページをご覧ください。次に、景観に関する取組みについてご報告します。

景観法第16条に基づく届出についてです。船橋市では、届出対象行為として、一定規模以上の建築物の新築や、一定規模以上の開発行為などを定めております。令和6年度は、68件の届出がありました。内訳は表のとおりとなっております。届出の件数は、例年と同程度となっております。なお、1つの届出で複数の行為を届け出ることが可能であるため、表

の左の「行為」の合計と届出件数は一致しておりません。

6ページをご覧ください。船橋市景観計画では、良好な景観の形成を図るための配慮事項が示されております。配慮事項とは、景観計画区域における全ての建築物、工作物、開発行為等を行う際に、事業者の方などが配慮する景観形成上の事項です。建築物の建築等に関する配慮事項は、土地利用に対応した4つの地域区分ごとに定められております。次のスライドより、令和6年度に提出された完了届の中で、この配慮事項が計画に取り入れられた事例を紹介いたします。

7ページをご覧ください。飯山満町3丁目に建築された共同住宅の事例になります。景観形成の配慮事項には、「敷地の接道部においては、植栽、地面の仕上げ等の工夫により、沿道のまちなみの一体感や連続性の確保、歩行空間の魅力向上に資するよう努める」「道路境界線から壁面をできるかぎり後退させ、圧迫感の少ない、ゆとりある空間を確保し、うるおいあるまちなみの創出に努める」と示されております。こちらの共同住宅は、道路に面する敷地内に歩道状空地や植栽を設けることで歩行空間の魅力向上に努め、ゆとりある空間を確保した事例でございます。

8ページをご覧ください。また、別の景観形成の配慮事項として、「建築物に付属する駐車場については、通りから直接見えにくい位置や構造とし、やむをえない場合には、植栽等を施すなどして、通りから目立たないよう努める」と示されております。こちらの共同住宅は、機械式駐車場を道路から見えにくい位置に設置し、景観に配慮した計画とした事例でございます。

9ページをご覧ください。こちらは、浜町2丁目に建築された観覧場の事例になります。景観形成の配慮事項には、「建築物等の上部及び正面のデザインに特に配慮し、賑わいのあるまちなみの形成に努める」と示されております。こちらの観覧場では、船の航跡とジェット気流をイメージした有孔アルミパネルで躍動感が演出され、賑わいのあるまちなみの形成に寄与しております。

10ページをご覧ください。別の景観形成の配慮事項として、「周辺の景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図られるよう、敷地内において、通りからの見え方に配慮した樹種の構成及び樹木の配置を行う」と示されております。こちらの観覧場は、敷地の随所に緑地帯が確保されており、うるおいのあるまちなみを創出しております。

11ページをご覧ください。別の景観形成の配慮事項として、「敷地内で照明をおこなう場合は、周辺に対して過剰な明るさにならないよう配慮する」と示されております。こちらは観覧場ですが、過剰な明るさとならないよう配慮した照明としております。

以上が昨年度の取組みとなります。

続きまして、一昨年度の第4回、昨年度の第5回審議会にて報告し、令和7年1月に開催した第6回審議会にて付議いたしました「(仮称) 船橋市本町1丁目計画 景観協定(案)」について報告いたします。「(仮称) 船橋市本町1丁目計画 景観協定(案)」につきましては、正式名称となる「プレミストタワー船橋 景観協定」として認可申請の提出があり、認

可したところであります。

13ページをご覧ください。認可の経緯といたしましては、令和7年8月1日に認可の申請があり、令和7年9月1日に認可し、公告、永久縦覧を行いました。また、「認可の日から起算して3年以内に、2以上の土地所有者等が存することとなった時から効力を有する」となっていますが、協定区域内にて2以上の土地所有者となった際は、事業者より、船橋市景観施行規則第20条に基づき、景観協定開始届出書を提出予定となっております。

最後に、景観協定書について軽微な修正を行いましたが、内容に影響がないため、説明は割愛させていただきます。

景観協定の説明は以上となります。

○議長

案件1「昨年度の取組みについて」の説明がありました。ご質問、ご意見はございますでしょうか。ある方は挙手をいただければと思います。よろしいですか。

あまり複雑な内容はなかったけれども、最後のプレミストタワー船橋は、「2以上の土地所有者」ということですから、マンションの販売が始まって、購入者がいたら効力を発揮するということになると思うのですが、いつぐらいになりそうですか。

○都市計画課長

販売開始は、2026年（令和8年）2月を予定しています。実際に効力を有する時期ですけれども、2028年（令和10年）3月頃、それ以降に所有者が2以上になるのではないかと聞いております。

○議長

3年ぎりぎりだね。2年半ぐらいのところで効力を発揮するようになるぐらいのイメージですね。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、本件についてはこのあたりで締めたいと思います。ありがとうございます。

— 案件2 —

○議長

では、次に、案件2「景観重要建造物等の指定について（報告）」ということで、説明をお願いいたします。

○都市計画課長

続きまして、景観重要建造物等の指定についてご報告いたします。

今回は、「1. 前回までの報告及び今年度の取組み」「2. 評価シートについて」「3. 応募案件及び『船橋市景観80選』等からの新規指定」の3つの事項について報告させていただきます。

まず1つ目の報告事項ですが、前回までの報告及び今年度の取組みについてご報告いた

します。新たな委員もいらっしゃいますので、第4回から第6回の審議会にて報告させていただいた内容を改めて簡潔にご報告いたします。

4ページをご覧ください。まず、景観重要建造物及び景観重要樹木の制度について、改めて説明いたします。

景観重要建造物及び景観重要樹木は、景観法に基づき、景観行政団体の長、つまり船橋市長が、指定の方針にのっとり指定することができる制度となっております。この指定の方針は、船橋市景観計画に示されております。歴史・文化等の特性が表れた特徴的な建造物や樹木、地域のシンボルとして市民に親しまれている建造物や樹木などが指定の対象となります。なお、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定する際には、この景観総合審議会に諮問することとなっております。

これ以降、景観重要建造物は「建造物」、景観重要樹木は「樹木」と省略させていただきます。

5ページをご覧ください。こちらは、現在船橋市で指定されている建造物と樹木についてです。建造物は第3号まで指定されており、平成23年に第1号、アンデルセン公園の風車、平成28年に第2号、船橋大神宮の灯明台、第3号に廣瀬直船堂が指定されております。なお、樹木については指定はございません。

6ページをご覧ください。令和7年4月1日付で助成制度を制定しましたので、報告いたします。

これまでの審議会において審議いただいた内容を振り返ります。

従来より、景観重要建造物等につきましては、景観法第25条で定められているとおり、所有者に管理義務が発生しますが、修繕費が高額になることがあります、所有者の負担が大きいとされていました。景観法第46条では、「所有者は景観行政団体に対し、援助を求めることができる」と定められていますが、船橋市では制度が整備されておらず、援助の求めがあっても対応できない状態となっていました。そのため、景観重要建造物等に指定されても修繕がされず、重要な景観が保全されない問題が発生する可能性がありました。そこで、船橋市では、第4回から第6回の審議会での審議を経て、令和7年4月1日に船橋市景観重要建造物等助成金交付要綱を制定いたしました。

ここまでが前回までの審議会の内容となります。

7ページをご覧ください。ここでは、今年度の取組みについて説明いたします。

まず1つ目ですが、既存の指定先へ助成制度の案内を行いました。廣瀬直船堂及び船橋大神宮の灯明台につきましては、今年度の修繕の予定はないとのことでした。

次に、2つ目ですが、これまで指定同意が得られていなかった候補先に、助成制度と指定の提案を行いました。東葉高校の東葉門について提案を行い、東葉高校が今年度に創立100周年を迎えるため、建造物の指定及び助成制度の利用を検討していただきましたが、スケジュールの調整ができず、見送りとなりました。こちらは引き続き指定の提案を行ってまいります。

次に、3つ目ですが、新規指定の募集を行いました。新規指定候補の募集をホームページ及び「広報ふなばし」にて行いました。ホームページは4月8日から、「広報ふなばし」は4月15日付で掲載しました。掲載内容は8ページと9ページにありますので、参考にしていただければと思います。今後も定期的に広報に掲載する予定ですが、これまでに相談が6件、うち応募が1件ありました。薬円台にある正伯公園内の樹木について応募がありましたので、後ほどご報告いたします。

最後に、4つ目ですが、新規指定候補の検討を行いました。1つは、金杉にある御滝不動尊金蔵寺です。金蔵寺は、「船橋市景観80選」に選ばれております。もう1つは、印内にある印内八坂神社の樹木です。この樹木は、船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例に基づく指定樹木に当たります。これらについても、後ほど詳しく説明いたします。

次に、2つ目の報告事項、評価シートについてご報告いたします。10ページになります。先ほど、新規指定候補について1件の応募と2件の検討案件があるとお伝えいたしましたが、案件を審査していただくに当たり、何をもって市の指定方針を充足しているか判断していただくために、参考となる評価シートを作成しましたので、ご説明いたします。

11ページをご覧ください。まず、既存の評価シートについて説明いたします。

評価シート自体は過去にも存在していたのですが、評価項目が抽象的で、具体的な指標がないことを、過去の景観審議会でもご指摘いただきました。例えば、評価項目の1つに、「地域の景観特性（自然・歴史・文化）を特徴づけているもの」というものがありますが、何をもって自然・歴史・文化を特徴づけているとするかの指標がありません。また、「住民や利用者に親しまれているもの」という項目もありますが、やはり何をもって住民や利用者に親しまれているとするかの指標がなく、指定の都度、どのような要素を評価すべきかを考えなければなりません。このように具体的な指標がない状態で、今後指定候補が増加した場合、判断が困難となる可能性があります。

そこで、今回作成した評価シートには、各項目に具体的な評価指標を設定し、どのような点が指定方針を充足しているか、評価しやすいようにしました。

なお、評価シートの位置づけについてですが、応募があった際の形式的審査として位置づけております。これは、審議会へ意見を伺うに当たり、指定方針をどの程度充足しているか、評価をするポイントを確認・整理するためのものです。これはあくまで評価ポイントの整理にすぎませんので、評価が何個あったら指定するという絶対的な基準ではありません。よって、評価項目が1つしかなくても、審議は可能しております。

次に、12ページをご覧ください。今回作成した評価シートの構成について説明いたします。

最初にご説明したとおり、船橋市は、景観法に基づき、景観重要建造物等の指定方針を定めています。この指定方針をどの程度充足しているか判断するため、5つの評価項目を設定しました。さらに、評価項目ごとに評価指標（ポイント）を設定し、具体的にどのような部分が評価できるのか判別できるようにしました。

13ページをご覧ください。評価項目の設定に当たっては、国土交通省の研究機関である国土技術政策総合研究所が公表している景観重要樹木に関する解説を参考にしました。こちらの図は、各自治体が求める景観的価値を整理した結果、「指標性」「自然・生物性」「文化性」「歴史性」「観光性」「コミュニティ」「希少性」「生活性」に分類されるというものですが、船橋市ではこれらを組み合わせ、「視認性」「自然・歴史・文化への寄与」「地域への貢献性」「景観資源としての特徴」という評価項目を設定しました。また、市民から応募があった際に、応募対象・応募者情報・応募理由を確認するための「応募内容」という評価項目も設定しました。景観重要建造物等の指定に当たっては、所有者に対して管理義務や現状変更の制限などを課すものであり、その重要性から、応募や指定の経緯を明確にするために設定いたしました。

14ページをご覧ください。次に、評価項目を補足するための具体的な指標を設定するに当たり、他自治体の運用状況について調査を行いました。

調査対象は、助成制度を有する政令指定都市と中核市の16市と、令和5年調査時に指定件数が10件以上の自治体13市の計29市で、うち27市から回答がありました。

指定方針については、ほぼ全ての自治体が定めており、策定率は、建造物で100%、樹木で92%となっております。

具体的な評価項目・評価指標についてですが、建造物については、評価項目を定めていない自治体は63%で、評価項目を定めているのは全体の37%でした。そのうち、具体的な指標を定めているのは11%であり、残りは、京都市など歴史的物件に指定対象を限定して評価指標を定めているものが15%、具体的な指標を定めていない自治体が11%となっています。樹木についても建造物とほぼ同じですが、樹木の指定実績がない自治体も多く、建造物よりさらに評価項目の策定率が低くなっています。総合的に見て、指定に当たり、具体的な指標を策定している自治体はごく僅かだという結果でした。

評価項目・指標を定めていない自治体の課題としては、「指定に当たり、当初想定していなかった審査要件をその都度決めていることが多く、手間となっている」「多数の案件を処理する際、担当の裁量による判断の差異が大きいと公平性が担保されない」等の意見がありました。これらを参考に、船橋市として具体的な評価指標を考えました。

15ページをご覧ください。ここでは、評価シートを作成するに当たり、参考とした自治体を2つ紹介いたします。

1つは、群馬県高崎市です。高崎市は、まず、大きく「地域の活性化に資するもの」「歴史的価値があるもの」「景観的価値があるもの」といった評価項目を設け、さらにそれぞれの評価指標を具体的に定めています。非常に細かく定めているため、船橋市として参考にした部分を抜粋いたしました。「芸術・文化などで取り上げられたもの」「著名人が滞在・植樹したなどの謂れがあるもの」などは、どの自治体にも当てはめることのできる指標であるため、参考といたしました。また、高崎市は、船橋市同様、宿場町として発展しつつ、地域ごとの自然景観も持ち合わせているため、「社会経済活動の歴史に由来する」「地域固有の生

業や暮らしの風習などに由来する」などといった部分も参考にしました。

16ページをご覧ください。2つ目の事例は、愛知県岡崎市です。岡崎市は、「地域の拠点や象徴であるもの」「地域の歴史を伝えるもの」「景観上の役割が高いもの」といった評価項目を設け、さらに、それぞれ評価指標を具体的に定めております。こちらも非常に細かく定めているため、船橋市として参考にした部分を抜粋しました。評価指標は、先ほどの高崎市と共通する部分が多く、「芸術・文化等で取り上げられたもの」「著名人との関わり等の謂れがあるもの」などは、同様に参考にしました。また、「登録有形文化財に登録されているもの」「形態意匠に一定の様式美があるもの」等、どの自治体にも応用できる部分を参考にしました。

17ページ以降では、それぞれの評価項目について要点をご説明いたします。

評価項目の1つ目、「応募内容」の指標についてですが、応募用紙に記載されている応募対象、応募者情報、応募理由を確認します。

まず、応募対象が建造物か樹木であることを確認します。今回募集を行ったところ、共同住宅のごみ箱を推薦したいという相談もありましたが、このような建造物として認められないようなものは対象外といたします。

次に、応募者情報ですが、匿名は不可とします。先ほども説明しましたが、景観重要建造物等の指定後は、所有者に対し、管理義務や現状変更の制限など法的義務を課すものであり、その重要性から、応募・指定の経緯を明確にいたします。

最後に、応募理由についても、同様の理由で、具体的に記載されているかを確認します。応募理由に補足が必要な場合は、応募者等へ追加でヒアリングを行います。

18ページをご覧ください。評価項目の2つ目、「視認性」の指標について説明します。視認性については、「道路その他の公共の場所から望見できること」を指標として設定しました。景観法施行規則では、道路その他の公共の場所から望見できないものは指定の対象外としているため、当該建造物または樹木が公共の場所から見えることを確認します。なお、有料施設など、限定された者しか見られない場所にあっても、公共の場所から見えれば指定可能です。また、神社の境内など、開放された場所も公共の場所に含まれます。

19ページをご覧ください。評価項目の3つ目、「自然・歴史・文化への寄与」の指標について説明いたします。自然・歴史・文化への寄与については、「市内の指定・登録文化財に該当するもの」など、5項目を指標として設定しました。市内の指定文化財や指定樹木に該当するほか、市の景観計画で定める自然・田園の景観特性を有しているか、歴史的・文化的な特性があるかなど、いずれかに該当していることを確認します。

なお、それぞれの指標についての確認方法やその理由などは別紙評価シートに記載しておりますので、そちらもご参照ください。

20ページをご覧ください。評価項目の4つ目、「地域への貢献性」の指標について説明します。地域への貢献性については、「地域の顔・シンボルとして特に優れた特徴を有するもの」など、2項目を指標として設定しました。地域の顔・シンボルとして優れた特徴を有

するものか、住民や利用者に広く親しまれているか、いずれかに該当することを確認します。なお、「地域のシンボルとして」とあるため、個人の主觀ではなく、コミュニティ単位で認知されていると分かることが望ましいです。また、何百年という歴史がなくても、地域のシンボルとなるものは対象となります。

21ページをご覧ください。評価項目の5つ目、「景観資源としての特徴」の指標について説明いたします。こちらに関しては、建造物のみの評価項目となります。これは、建造物の指定方針において、「地域の景観上、特に優れた特徴を誇る建造物」であることが特筆されているためです。景観資源としての特徴については、周辺景観と調和しているものであることを指標として設定しました。ここでは、景観計画で定める配慮事項を十分に満たしているか確認します。なお、特徴的な建造物であっても、逆に配慮事項を著しく満たしていないものについては、指定すべきか要検証といたします。

以上が評価シートの内容になります。

次に、3つ目の報告事項、「応募案件及び『船橋市景観80選』等からの新規指定」についてご報告いたします。ここでは、先ほどお話しした案件について、実際に評価シートを使用してご報告いたします。

23ページをご覧ください。案件の説明の前に、指定までの流れについて、改めて説明いたします。

案件が発生した際は、まず、市で形式的審査を行います。先ほどご説明した評価シートを用いて、市の指定方針をどの程度充足しているか確認します。

次に、所有者へ意向確認をした上で物件調査を行い、建造物や樹木の築年数や樹齢等を調べます。その後、所有者から正式に指定同意をいただき、審議会への諮問を経て指定となります。

市民意見の聴取につきましては、法的には行う必要はありませんが、平成22年の第1回景観審議会において、「市民の意見を反映できるような仕組みで指定したほうがよい」という意見があったため、独自に実施しております。

なお、審議会への報告は、案件が発生した段階で随時報告する形になりますが、遅くとも物件調査後には報告をさせていただきます。

それでは、3つの案件について報告します。各案件の位置については、24ページのとおりですので、ご参照ください。

25ページをご覧ください。こちらが今回応募のあった案件です。薬円台公民館付近にある正伯公園という公園内の樹木について応募がありました。公園内の最も大きい樹木を推薦したいとのことでした。樹木がある場所については、26ページの公園内中央の一番大きい三角の位置になります。

応募内容は27ページのとおりです。まず、応募理由についてですが、「素晴らしい樹木である」「帰宅して樹木を見るとほっとする」といったように抽象的な内容であったため、当該樹木にまつわる自然・歴史・文化への寄与、または地域への貢献性についてヒアリング

をしましたが、特筆事項はありませんでした。

次に、所有者である公園緑地課にもヒアリングしたところ、一般的な公園樹木ではありますが、公園内には複数の樹木があり、応募された樹木は最も大きいものであるとのことでした。なお、公園緑地課では、公園内の樹木について、毎年職員による剪定を行っており、さらに、3年に1回、大規模な剪定を業務委託していることです。

さらに、当該地の関係者である薬円台公民館や薬円台第一町会長にも歴史的な由来などをヒアリングしましたが、特筆事項は確認できませんでした。

これらの内容を先ほどの評価シートにより評価した結果が28ページの内容となります。評価指標ですが、視認性については、公共に開放された公園のため、クリアしております。また、緑の保存と緑化の推進に関する条例で定める指定樹木に相当する規模を持つと思われます。さらに、公園緑地であるため、自然・田園に関する景観特性を有していると判断いたします。40年以上前から存在しており、公園緑地であり、貴重な木陰として利用されております。総合的に評価すると、地域の方に親しまれ、利用されておりますが、歴史的・文化的要素や地域のシンボルとしての特徴は見られませんでした。

29ページをご覧ください。次に、市で検討した案件2件についてご報告いたします。

1件目は、「船橋市景観80選」にも選ばれている御滝不動尊金蔵寺です。境内には指定候補となる建造物が多数あります。いくつか紹介しますと、写真の左から、大師堂（旧本堂）、仁王門などがあります。今後、こちらを中心に選定を行いたいと思っております。

大師堂（旧本堂）と仁王門がある場所については30ページの丸の位置になります。

評価シートによる判定は、31ページのとおりです。大師堂について評価いたしました。視認性については、公共に開放された寺のため、クリアしております。建造物の由来は、現在調査中ですが、ホームページによると、境内には四季折々の自然に関する景観特性が存在し、「花の寺」と呼ばれております。大師堂は約200年前に建立され、歴史的・文化的な特性を有しております。金蔵寺は「船橋市景観80選」に選出されており、担当者が確認したところ、各種観光サイトやブログ等でも取り上げられております。また、所有者によると、大師堂の前のスペースを利用して、花祭り、夏祭りなど大規模な祭事を行っており、利用者に広く親しまれております。総合的に評価すると、当該建造物は、自然・歴史・文化的な景観を有しております、寺全体として地域住民に広く親しまれていると言えます。所有者に確認したところ、指定について前向きに検討しているとのことです。

32ページをご覧ください。2つ目の指定候補は、印内八坂神社のイチョウです。このイチョウは、市の指定樹木として指定されています。指定樹木とは、船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例において、緑化の推進のために保全対象として指定された一定規模以上の樹木のことを指します。境内には複数の指定樹木があり、その中でも、柵で囲われているなど管理状態が良好で、社殿や狛犬と景観が一体化して、歴史的特徴が表れた樹木を指定候補といたしました。

樹木がある場所については、33ページの社殿の前の位置になります。

評価シートによる判定は、34ページのとおりです。視認性については、公共に開放された神社のため、クリアしています。当該樹木は指定樹木に該当しており、境内のほかの指定樹木と併せて、自然に関する景観特性を有しています。また、当該樹木は、社殿、狛犬等と景観を一体としており、歴史・文化的特性を有しております。ホームページ等で確認したところ、各種観光サイトやブログ等でも神社の歴史について取り上げられており、樹木についても併せて紹介されている記事が複数見つかりました。なお、地域への貢献については、樹木単体での特筆事項は現在調査中ですが、所有者によると、神社としては、毎年祭りが開催されており、近隣住民に広く親しまれています。総合的に評価すると、当該樹木は自然・歴史・文化的要素を十分に有しております、神社全体としては、地域住民に広く親しまれていると言えます。所有者に確認したところ、指定について前向きに検討しているとのことです。

35ページをご覧ください。最後に、今後の指定スケジュールについて説明いたします。

今回応募いただいた1件と、新たに指定候補に検討した2件につきまして、次回の景観総合審議会にて、指定の可否について諮問したいと考えております。

なお、9月の市議会におきまして、中央公民館にあります太宰治にゆかりのある夾竹桃(キヨウチクトウ)について、景観重要樹木に指定してはどうかというご意見がありました。また、今後新たに応募案件が発生する可能性もあります。それらを追加で諮問させていただく可能性もありますので、ご了承ください。

次回の審議会は、令和8年4月から6月頃を予定しておりますので、皆様、よろしくお願ひいたします。

以上になります。

○議長

ありがとうございます。

案件2「景観重要建造物等の指定について」の説明がありましたが、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。あれば、挙手をお願いしたいと思います。

C委員。

○C委員

評価項目と評価指標の関係について、少しほりづらいなと思いました。

評価項目を、応募内容、視認性、自然・歴史・文化、地域、景観資源ということにされているのですが、まず、応募内容というのは、評価項目ではなくてそもそも要件なので、これは後の評価シートにも出ていないですよね。これを満たしていないとそもそも対象にならないので、これは評価項目ではなくてその上の要件ではないでしょうか。

それと、最後ですけれども、「景観資源としての特徴」は周辺景観との調和の①しかないので、むしろ「周辺景観との調和性」と言ったほうがシンプルで分かりやすいのではないかと。

最後の候補案件3つの評価指標の表では、視認性は項目なのに指標として書かれていて、その他は指標が書かれているのですけれども、その辺は項目と指標を分けて考えてはいか

がかと思います。

それと、評価に当たって、応募内容は必須だと思うので、そもそも評価項目ではないと思いますけれども、視認性は必須なんですよね。その他は必ずしも必須ではないというものがあると思うので、その辺の整理は必要で、それがないと、いいか悪いか判断するのが難しいかなと思いました。いかがでしょうか。

○都市計画課長

ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりで、応募内容、それから視認性については必須の要件になると思いますので、分けて考えてみたいと思います。また、評価項目と指標についても表現を検討します。

○議長

もうちょっときちんと整理することですね。

ほかにいかがでしょうか。C委員。

○C委員

細かいところで恐縮ですが、13ページで、国総研がまとめた図1-7というのがあって、その中に「指標性」というのがあるのですが、これは、意味としては、景観的価値で指標になりそう、指標として表現できるという意味ではないかなと思います。要するに、全ての項目に対して、必要条件という意味か、もしくは「視認性」の誤記なのか、そこが分かりづらい。左側の「指標性」を参考に「視認性」にしましたというのですけれども、その関係がよく分からぬというか、指標にしやすいというか、指標にできるという意味だと、全てに当てはまるのではないかでしょうか。細かいところですが、いかがでしょうか。

○都市計画課長

こちらも、指標性の意味について確認させていただいて、考え方をもう一度整理させていただきます。ありがとうございます。

○議長

精緻にしようとするほど、こんがらがってきてしまっているみたいな感じがしますね。

ほかにいかがでしょうか。A委員、どうぞ。

○A委員

評価の内容ではなくて、指定の内容でちょっと分からぬので教えてほしいのですけれども、指定候補の②と③は、それぞれお寺なり神社だと思います。

例えば候補の②については、旧本堂と門を候補とされているわけですけれども、お寺の中にはそれ以外に不動堂とか観音堂とか建物がある中で、歴史があるとかないとか、あるのかもしれないですけれども、差別化をしているのが分からない。

あと、3番についても、イチョウを指定として挙げているのですけれども、神社自体にはほかにも建物がある中で、もしかするともう建物自体が指定されているのかもしないのですけれども、すみません、私の基礎知識がなくて分からぬので、その辺を教えていただ

けるとありがたいです。

○都市計画課長

金蔵寺ですけれども、日本堂と仁王門を今回取り上げさせていただいている。ホームページで確認させていただいたり、ヒアリングしたところ、こちらについては、200年前に建てられたという確認は取れています。それ以外については平成に入ってからの建物ということで、今回、古くからある2つの建築物を候補に挙げさせていただきました。

八坂神社は、樹木を取り上げさせていただいている。市の指定樹木の中から選んでいます。それから、建物は、こちらも平成28年頃に大規模改修した建物ですので、今回は外させていただいている。

○A委員

では、それぞれの敷地の中で歴史的価値があるものを抽出したと、そんな感じですかね。

○都市計画課長

そうです。

○A委員

分かりました。ありがとうございます。

○議長

確認ですけれども、候補①は樹木だけ、候補②は建物だけ、候補③も樹木だけですね。

○都市計画課長

そうです。

○議長

樹木と建物を両方やるというのは今回はないですね。

いかがでしょうか。D委員。

○D委員

樹木ですが、何年前からそこにあったか分からぬということですが、専門的に分かる方法はないものでしょうか。大体400年ぐらいたっているとか。樹木の管理の方、緑化推進委員とか、そちらの方々で詳しい方がいらっしゃったら、大体でも分かったほうが。細かいようですが、ちょっと気になりました。

○議長

調べよう。

○D委員

調べようがないでしょうか。

○都市計画課長

樹木医等の専門家に聞く必要があると思っています。今後、確認していかなければと思います。

○議長

審議にかかる前に、樹木医等にちょっと相談ができるのであれば聞いてみて、どれぐらい年月がたっているかなと。ただ、年月がたっているからマルで、年月がたっていないからバ

ツという話にはならないですね。

ほかにいかがでしょうか。A委員、どうぞ。

○A委員

関連ですけれども、先ほどのお話を聞いて思ったのですが、もし樹木医に相談されるのであれば、樹木医としての見解、見方で、価値があるとかないとか、そういうのも言ってもらえると、よりよくなるのではないかね。

○都市計画課長

分かりました。その辺も含めて考えます。

○議長

お金がかかりますね。ボランティアではやってくれないので。

ほかにいかがでしょうか。D委員。

○D委員

つまらない質問だと思うのですが、船橋でのお祭りにお神輿がありますね。それが、視認性ですか、この評価項目にすごく該当するのではないかと思うのですが、そういうお神輿を保管している場所とか建物とか、そういうのをちょっと知りたいのですが、ご存じの方、いらっしゃいますでしょうか。市民まつりのときに、お神輿が各地区で何台か披露されますね。あのお神輿は、歴史的に船橋としては何年ぐらいやっていらっしゃって、お祭りが終わったときはどういうところで保管されて管理されているのかなということを知りたいなと思いました、質問させていただきました。

○議長

すぐ答えられるかな。すぐは無理ですか。

○都市計画部長

ふなばし市民まつりのお神輿というところで今ご質問があったかと思いますが、あれは各町会ごとに保存しているかと思います。飛騨高山とかですと、屋台（山車）などを保管する倉庫に保存しているところもありますけれども、船橋の場合はそこまでではなくて、町会会館などに保存しているのではないかなと思います。そこを一体として景観重要建造物に指定するというところまではいかないのではないかと考えます。

またそれも詳しい者に確認する等したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○D委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長

先週、市民まつりだったんですよね。

○都市計画部長

そうです。

○議長

第何回目だったのですか。

○都市計画部長

58回ではなかったかなと思います。1967年からですかね。

○議長

そんな昔ではないね。

○都市計画部長

ただ、58回ですけれども、コロナのときに何度か開催していないときがありますので、もうちょっと古い、1960年とか、それぐらいからではないかと思われます。

○議長

60年ぐらいからやっていて、そのくらいにお神輿もつくっていれば、60歳ぐらいのお神輿になる。

○都市計画部長

そうですね。それは考えられます。そこも確認はできていないところではあります。

○議長

お神輿は建造物ではないので、お神輿単体では指定できないから。

○都市計画部長

それを保存してあるところであれば、同じ歴史の中でというのは考えられるのですが。

○議長

それは調べておいていただいて、もし関わるようであれば話合いましょう。

○都市計画部長

承知いたしました。

○議長

ほかにいかがでしょうか。E委員。

○E委員

35ページ目の流れのところですけれども、審議会の諮問の後の指定のプロセスのところ、今想定でもあれば教えていただきたいのですが。これだけ人数がいるので、私はここは評価したいというのが出てくると思うので、その辺をどういうふうにされるのか、教えていただきたいと思います。

○都市計画課長

諮問によって、建造物や樹木を指定することに了承ということになれば、都市計画課のほうで市長決裁を起こして、指定という手続きになります。

○E委員

そういう意味だと、諮問の時点でこれを指定してよろしいかという形で上がってくるということですか。

○都市計画課長

そうです。

○E委員

分かりました。ありがとうございます。

○議長

今の延長でいうと、決まつたら、例えばホームページに出て、E委員が今おっしゃったように、こここの部分を評価されてこれが指定されたんですよみたいな部分がどこかで市民に見えるようになるということですか。

○都市計画部長

そうですね。広報等で、今、市のほうでSNSもございますので、そういうところで公表していきます。今までも、アンデルセン公園の風車ですとか、公表しておりますので、そういう形で公表していくことになるかと考えられます。

○議長

だそうです。

ほかにいかがでしょうか。

今伺ったプロセスによると、次回、半年ぐらい先になりますけれども、この3件またはプラスアルファを我々で審議をして、決定しようか、決定しないかという話になりそうです。やっぱりちょっと心配しているのは、今3件の情報をぱっと見せられて、2件目、3件目は、何となく歴史もありそうで分かったなという話なのですが、1件目がちょっと微妙です。公園の中の木で、周りの方々が「あれはシンボルツリーだ」とか言ってくださると、簡単に指定できるのですけれども、そういう条件になつていません。もしこれを指定したとすると、ほかの町会のほかの公園のところで、これもやってくれ、やってくれ、みたいな話になるかもしれません。それはそれでもいいのですけれども。皆さんのお考えを次回までに固めておいてほしいなと思っているのは、この部分が、微妙という言い方も微妙なのですけれども、ちょっと微妙です。

裏話をしてしまうと、推薦された方はご近所に引っ越してこられた方で、また既に引っ越していかれてしまつていて、もういないという状況です。その方が強く推してくだされば我々も心強いのですが、地域で推してくれている人もいないというような状況なのです。

皆さん見に行っていただいて、これはぜひということであれば、そのように次回おっしゃっていただければいいですし、いろいろ懸念があるので、ちょっと保留にして、もう一回、次回にしましようかみたいな話ももちろんあると思いますし、いや、これはバツだよという話もあるかと思いますので、半年間ぐらい、皆さんに宿題ということになろうと思いますけれども、考えておいていただければと思います。

ほかはよろしいでしょうか。B委員、どうぞ。

○B委員

意見といいますかコメントなのですけれども、今の公園の樹木に関してのところで、15スライドですか、高崎市の抜粋の例を拝見すると、例示として「桑畠や梅林など」と書いていただいている。これは特定の桑畠・梅林なのか、それとも、高崎市のいくつかある桑畠、集合体としての桑畠・梅林とか、その辺がどういうイメージでこれを例示として書かれてい

るのかがもし分かると、少しこの項目の判断に参考になるかなと思いましたものですから、可能であれば、その辺りをお調べいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○都市計画課長

高崎市のほうに確認します。そういうものが指定されていれば、それも踏まえて聞けると思います。

○議長

聞いていただいて、次回、確実に答えていただければと思います。たしか蚕を飼っていたり梅漬けを漬けていたりというのが高崎の地域産業なので、その地域産業に結びついた自然景観みたいなところが評価されたのではないかなと思っています。

樹木の場合は、私が調べたところだと、面白いのは、例えば横須賀市は、小学校の一番大きい木を、市内の全校でシンボルツリーとして指定をしています。小学校の校庭ですから、当然市の管理している場所なので、指定もしやすいし、そこに補助金も入れやすい。補助金は入らないか。入れやすいしということになっています。

だから、そういうこともあるので、さっきも言ったみたいに、町会ごとに、この公園のこの木をシンボルツリーにしてくれみたいな話というのは僕もありだと思っています。ただ、船橋市にいくつ公園があって、何か所景観重要樹木が出てくるのか分からぬという状態だとちょっと困るかなという気はしています。これを今の候補1を第1号に、こういう形の第1号にしていいのか、それとも、この公園のこの木をまずしようよという話もあるのかもしれないですし、皆さんに宿題としてお考えいただいて、次回、ご意見をいただいた上で決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

審議は次回ということになります。今日は報告ということですので、質疑応答はこの辺で締めたいと思います。

これをもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。皆さん、ありがとうございます。では、事務局にマイクを戻したいと思います。よろしくお願ひします。

【閉会】

○事務局

本日はありがとうございました。

次回の第8回船橋市景観総合審議会は、先ほどお話しさせていただいたとおり、令和8年4月から6月頃の開催を見込んでおり、景観重要建造物等の指定について、皆様にご審議いただければと考えているところでございます。会議の詳細等は、決まりましたら改めてご連絡さしあげます。

事務局からは以上でございます。

○議長

それでは、皆さん、ご協力どうもありがとうございました。これをもちまして、第7回船

橋市景観総合審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

9. 資料・特記事項

(1) 傍聴者配付用資料

・報告資料

(2) 特記事項

特になし

10. 問い合わせ先

建設局都市計画部都市計画課景観係

047-436-2528